

仕様書

1 業務名称

三原市タブレット端末及び通信サービス利用業務

2 目的

本仕様書は、三原市が利用するタブレット端末及び附属品（以下「端末等」という。）並びに無線データ通信サービス（以下「通信サービス」という。）の利用契約について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。

なお、本仕様書に示す機能・性能は主要事項を示したものであり、本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

3 契約の概要

(1) 端末等の導入形態

賃貸借契約又は割賦契約*による。（ただし、附属品は買取とする。）

※割賦契約の場合、特に「P3 4 (5)」各号への対応が必須であるので注意すること。

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年8月31日まで

(3) 履行期間

令和4年9月1日から令和7年8月31日まで（端末・通信利用期間）

(4) 端末等の納期

令和4年7月1日から8月31日までの間で発注者が指定する日までに、発注者が指定する初期設定を全て完了させた上で、指定場所に納入すること。

(5) 契約条件

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約に該当するものであるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 支払条件

ア 毎月払いとする。

イ 端末の賃借料等は、24回又は36回の分割払とする。

ウ 附属品に係る金額は、初回請求時に一括で請求すること。

エ 請求書には、端末の賃借料等と通信利用料及びその他の明細、金額をそれぞれ記載すること。

オ 発注者の依頼に基づき、請求書を複数枚に分けて請求できること。

カ 毎月の賃貸借料にはユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「ユニバーサルサービス料等」という。）が含まれるものとし、ユニバーサルサービス料等の変動に伴う、通信費の月額料金に変動がないこと。

4 業務内容

(1) 端末等の導入

次の仕様を満たすタブレット端末及び附属品を納入すること。

ア タブレット端末

- ①iPad Pro 12.9 インチ 128GB (Wi-Fi+Cellular モデル) 30 台
- ②iPad 10.2 インチ 64GB (Wi-Fi+Cellular モデル) 28 台
- ※①・②は同一色とすること。(色はシルバー又はスペースグレイ)

イ 附属品

- ①USB-C ケーブル及び USB-C 電源アダプタ 30 個
Lightning-USB-C ケーブル及び USB-C 電源アダプタ 28 個
- ※本体附属品
- ②Apple Pencil (第2世代) 30 個
- ③12.9 インチ iPad Pro 用 Smart Keyboard Folio- 日本語【同等品可】 26 個
※同等品の場合は、カバー付き一体型のキーボード又はマグネット式で本体に脱着できるものであること。
- ④背面カバー (iPad Pro 12.9 インチ用) 26 個
※③において、カバー付き一体型のキーボードを選定した場合は、背面カバーは不要とし、マグネット式キーボードを選定した場合は、当該キーボードと背面カバーを同時に装着できるものであること。
※②が収納できない場合は、端末と②を一体で持ち運びができるクリップ・ペンホルダー等を追加すること。
- ⑤本体カバー及び背面カバー
iPad Pro 12.9 インチ用 4 個
iPad 10.2 インチ用 28 個
※本体カバーはスタンド機能を有し、スリープモードに対応していること。
※②が収納できるものであること。
※全面保護型カバー又は2つの製品(本体カバー+背面カバー)の組合せによること。
- ⑥画面保護フィルム
iPad Pro 12.9 インチ用 30 個
iPad 10.2 インチ用 28 個
※防指紋加工、反射防止加工が施されていること。

(2) 通信サービスの利用

次の仕様を満たす通信サービス回線 58 回線を提供すること。

- ア タブレット端末で利用可能な LTE / 4G 又は 5G 通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。
- イ 通信サービスに係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず、定額であること。(ただし、日本国内における利用に限る。)
- ウ インターネット接続等に必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- エ 各通信エリアの最大通信速度に対応したプランであること。
- オ 月末までに1台当たりデータ量が2GBに到達したことにより、通常利用に比べて速度低下を起こす場合は、以降月末まで最大通信速度 128kbps のベストエフォート型

通信を提供すること。

カ 必要に応じて、データ量にかかる契約を変更できること。

(3) 管理用サービスの利用

ア インターネット及びアプリを対象としたセキュリティ対策を講じること。

(ただし、各社が一般的に提供している有償サービス等において、全部又は一部が iOS に対応していない場合は、その機能に限り必須としない。)

イ 遠隔消去・ロック、Web フィルタリング、デバイス制御などが発注者側の管理者において操作できるサービスを導入すること。

(4) 端末等の初期設定

ア 受注者は、次の初期設定等を実施したうえで端末等を納入すること。設定等の詳細は、契約締結後に協議し決定するものとする。

① 端末及び附属品について、管理番号、サポートダイヤル等情報のラベル貼付

② 本体カバー、画面保護フィルムなど、全ての附属品の取り付け

③ 1 台ごとの端末ロックパスワードの登録（パスワードは市が指定する）

イ 端末管理台帳（端末固有番号、端末パスワード等の一覧）を作成し、紙及び電子データ（Microsoft Excel 形式）で提出すること。

ウ 次のマニュアルを作成し、紙及び電子データ（PDF 形式等）で提出すること。

① タブレット端末設定マニュアル（Apple ID 関連を含む。）

② 管理者マニュアル

（アカウント及び端末の権限の管理、管理用サービスの設定、故障及び紛失時の対応・復元方法などについて、発注者側の管理者の作業手順が分かる内容とする。）

エ その他無償で実施できる設定については、発注者及び受注者で内容を協議の上、受注者において作業を実施すること。

(5) 保守及び補償

ア ヘルプデスクを用意すること。受付時間は、おおむね平日 9 時から 17 時までとし、エンドユーザーからの問合せにも対応すること。

イ 発注者に過失がない端末故障等の場合は、無償交換にて 3 年間保証すること。また、発注者の過失による端末故障や紛失等に対して、原則無償で対応するためのサービスに加入すること。

ウ 端末の紛失等が発生した場合、発注者からの連絡に基づき、受注者において遠隔データ削除及び回線停止等の対応を実施し、対応時間は 24 時間 365 日とすること。

エ 補償サービス利用時の代替機は、依頼後、原則 3 営業日以内に納入すること。

オ 納入後においても、端末操作、保守、修理等の技術的相談に応じ、アフターサービスを継続的に行うこと。

5 その他

(1) 端末等の納入時に発生する段ボール、ビニール袋等の梱包資材は、全て受注者において処分すること。

(2) 本件に係る市の情報、個人情報並びに業務上知り得た情報は、他に漏えいしてはならない。

(3) 契約締結後、速やかに納入にかかる工程表を提出すること。

(4) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者・受注者が協議するもの

とし、受注者は当該事業を行うための提案を行うこと。

- (5) 市議会議員の改選があった場合、新しい議員用に、タブレット端末を再度キッティングするとともに、議員向け研修会（2時間程度）を1回以上実施すること。

6 担当課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市 総務部 総務課

TEL 0848-67-6176 FAX 0848-64-7101

Eメール somu@city.mihara.hiroshima.jp